

障害福祉サービスから介護保険への移行ルール

項 目	基本ルール	備 考
法律上の規定	65歳（一部疾病の場合は40歳）になったら介護保険へ移行	総合支援法第7条の規定による
通知上の取扱い	一律に介護保険サービスを優先適用しない	平成19年3月28日の通知による
ヘルパーサービス	原則として介護保険へ移行	重度訪問介護は個別対応 今回の法改正で対応
生活介護		今回の法改正で対応
行動援護・同行援護	介護保険には移行しない	介護保険には外出付添サービスが存在しない
就労移行・就労継続		介護保険には就労支援サービスが存在しない
短期入所	原則として介護保険へ移行	今回の法改正で対応
グループホーム	認知症の診断があると原則として介護保険へ移行	介護保険のグループホームは認知症対応のみ
入所施設	介護保険には移行しない	介護保険適用除外のため、介護保険を使えない
移動支援・日中一時支援など	市町村の判断による	地域生活支援事業については市町村判断

※ 重度訪問介護、自立訓練（生活訓練）は、国の整理では介護保険へ移行

※ 介護保険への移行ルールは市町村によって多少運用が異なります。

共生型類型の特徴と想定される課題

項 目	特 徴	想定される課題
事業所の位置付け	総合支援法の通所と介護保険デイサービスを併設可能	事業所指定要件のハードルが高い可能性も
事業所の継続的な利用	事業所が共生型類型であれば介護保険デイサービスを利用可能	要介護度が軽く判定された場合は障害福祉サービスの上乗せが必要
利用者負担	障害福祉サービスを一定以上の期間利用している場合は償還払いで負担軽減	負担軽減の対象や軽減額などが不明確

障害者自立支援（総合支援）法（児童福祉法）の改正経過と主な変更点（その1）

項目	障害者自立支援法（施行時）	平成 25 年 4 月改正（総合支援法）	平成 30 年 4 月改正（総合支援法）
改正根拠法	=====	地域社会共生実現法（正式名称は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律
施行時期	平成 18 年 4 月 / 10 月（二段階施行）	平成 25 年 4 月 / 平成 26 年 4 月（二段階施行）	平成 28 年 5 月 / 平成 30 年 4 月（二段階施行）
法律の名称	障害者自立支援法・児童福祉法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）・児童福祉法	
支援の実施主体	自立支援法 → 市町村 児童福祉法 → 都道府県（児童相談所）	総合支援法 → 市町村 児童福祉法のうち通所 → 市町村 / 児童福祉法のうち入所 → 都道府県（児童相談所）	
法の目的・理念	法の目的規定はあるが、理念規定なし（目的規定には「・・障害者及び障害児が【自立した】日常生活又は社会生活を営むことができるよう・・」という自立生活の支援という概念が盛り込まれる）	理念規定を新設し、法の目的も修正（可能な限り地域での生活や社会参加機会を確保する理念を新設し、法の目的の「自立した」という文言を「基本的人権を享有する個人としての尊厳」へ置き換え）	
制度対象（障害の範囲）	身体・知的・精神の 3 障がい（発達障がいや高次脳機能障がいも精神障がいの類型で対象となるが、手帳の取得が難しい上に明示規定もなかったため、窓口で非該当扱いされることも） ※ 児童については、児童福祉法の障がい定義が緩やかなため、未就学児を中心に手帳なしでも制度対象としている市町村が多数だが、学齢児は要件厳格化の方向	身体・知的・精神・発達の 4 障がいに難病が加わる（制度対象となる難病の範囲については、詳細を政省令で定める → 必ずしも「難病法」で指定される医療費助成制度の対象となる難病とイコールではない。平成 29 年 4 月現在、358 疾病が対象）	
利用者負担	月額負担上限付きの 1 割負担（上限設定） 住民税課税世帯 → 37,200 円 住民税非課税世帯 → 24,600 円 年収 80 万円程度の世帯 → 15,000 円 生活保護世帯 → 0 円 ※ その後、「特別対策」によってたびたび上限が引き下げられ、2010 年 4 月から非課税世帯は 0 円に	応能負担の考え方を取り入れた月額負担上限付きの 1 割負担（住民税非課税世帯は負担ゼロ）（上限設定）※ 成人の場合 住民税所得割額 16 万円以上 → 37,200 円 / 住民税所得割額 16 万円未満 → 9,300 円 ・ 入所施設、GH・CH利用の場合、市町村民税が課税なら 37,200 円 ・ 所得割 16 万円は、概ね年収 600 万円 （上限設定）※ 児童の場合 住民税所得割額 28 万円以上 → 37,200 円 住民税所得割額 28 万円未満（入所） → 9,300 円 / 住民税所得割額 28 万円未満（在宅） → 4,600 円 ・ 所得割 28 万円は、概ね年収 850 万円	
障害程度区分	自立支援法における障害福祉サービスの必要性を明らかにする区分として位置付け（対象は 18 歳以上） 介護保険の要介護度認定をベースに、区分を 7 段階（自立、区分 1～6）に設定し、区分により利用できるサービスがある程度振り分けられるほか、ヘルパー系サービスは区分に応じて国庫負担の上限額が設定される 調査員による聞き取り（106 項目）結果をコンピュータにより判定（一次判定）し、認定審査会において概況調査や聞き取り時の特記事項などを勘案して最終的な区分判定（二次判定）を行うが、介護保険の聞き取りを流用しているため、特に知的・精神・発達障がいのある人の区分が実態よりも軽く判定されるという指摘あり	基本ルールは変わらないが、名称を「障害支援区分」と変更 位置付けも「障害特性に応じて必要とされる標準的な支援の度合い」と変更し、一次判定（コンピュータ判定）や聞き取りマニュアルを見直し、調査員による聞き取りは 106 項目から 80 項目へ圧縮 介護保険の聞き取りを前提とせず、障がい特性を踏まえた項目としたことで、一次判定の信頼度は障害程度区分時代の 50%から 80%程度へ上昇 ただし、残りの 20%は単純な聞き取りだけでは支援区分を判断できず、審査会における区分変更がありうるので、審査会の役割は引き続き重要 審査会における区分変更の発生割合が地域によって大きく異なることから、国が調査員養成研修のカリキュラム一元化や、区分変更に関する一定のルール設定などを検討（平準化を図る動き）	

障害者自立支援法（児童福祉法）の改正経過と主な変更点（その2）

項 目	障害者自立支援法（施行時）	平成 25 年 4 月改正（総合支援法）	平成 30 年 4 月改正（総合支援法）
相談支援・意思決定支援	地域生活支援事業の必須事業（市町村の直営または委託）とサービス利用計画の二本立て 市町村の委託費に大きな差があり、サービス利用計画の作成もほとんど進まず（意思決定支援の規定なし）	いわゆる「つなぎ法」でサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の対象は「原則全員」へ拡大され、平成 27 年 4 月からは、支給決定時にサービス等利用計画（障害児支援利用計画）が必須 地域生活支援事業の相談、サービス等利用計画作成に加え、障害児相談、地域相談（地域移行・地域定着）を追加（地域移行相談の対象者は刑務所や生活保護施設から地域移行する人を含む） 意思決定支援については、支援者の責務として法に規定（国がガイドラインを作成）	
ホームヘルプサービス	身体介護、家事援助、通院等乗降介助、通院介助（通院だけでなく事業所見学も対象）、重度訪問介護（利用対象者は「重度の肢体不自由者」に限定）の各類型、その他、重度障害者等包括支援もあり	重度訪問介護の対象に知的・発達・精神障がいのある人を追加（具体的には重度の行動障がいのある人（行動援護対象）の人で区分「4」以上）	平成 30 年 4 月からは、重度訪問介護で区分「6」の人を対象に、入院中の付添介助も OK
外出支援タイプのサービス	重度障がいは個別給付、中軽度障がいは市町村事業 個別給付は重度訪問介護（移動加算）、行動援護（知的・発達・精神障がい）、同行援護（視覚障がい） 地域生活支援事業は移動支援（それまで「移動介護」という個別給付だったものを市町村事業化）	行動援護の利用対象者となる条件を緩和（障害支援区分判定聞き取り項目のうち「行動面」の評価点数 20 点満点中 10 点以上で対象）	平成 28 年 6 月、入院中の外出時に行動援護や同行援護などを利用することが問題ない旨の通知 通学・通勤等に関する付添については福祉サービスのみで対応しない方向（放課後等デイや自立訓練、就労移行支援などで自力通学・通勤の訓練を行う方向か）
日中活動支援	それまでの「授産」「更生」「デイサービス」などの類型を目的別に再編 程度区分が「3」以上の方は「生活介護」、「2」以下の方は「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「地域活動支援センター」を利用	基本的な仕組みは変更なし 平成 27 年度から、就労継続 B 型を卒業進路とする場合、就労移行支援の短期間利用（アセスメント）が必須	単身生活を支援する「自立生活援助」、就職後の生活面をフォローする「就労定着支援」を制度化するとともに、65 歳到達などの理由で介護保険制度へ移行する者が引き続き障害福祉サービスを利用できる仕組み（共生型類型の新設、利用者負担の軽減など）を導入
グループホーム・ケアホーム	それまでのグループホームを「ケアホーム」と「グループホーム」へ分別 障害程度区分が「2」以上の方は CH、区分が「1」以下の方は GH を利用が原則、事業所指定を同時に取ることで、区分関係なく利用可能 平成 23 年 10 月からホーム入居者のうち住民税非課税の者に対する家賃補助制度を創設	グループホームとケアホームを「グループホーム」へ再度の一元化（訓練等給付へ一元化） 区分に応じた報酬単価差を継続し、それまでのケアホーム型（職員を自前で確保する方式）と委託契約による外部ヘルパー派遣型を事業者が選択 一人暮らしタイプのグループホーム（サテライト型ホーム）を制度化 報酬改定により重度障害者加算が大幅に引き上げられ、重度障がいの人を受け入れる方向	
地域生活支援事業	それまで国庫補助メニュー事業だったものを統合して創設したため雑多な事業内容、また統合補助金化され、市町村の取組みが充実すると持ち出しが増加 相談支援、地域活動支援センター、日常生活用具の給付または貸与、手話通訳者等派遣が「必須事業」 日中一時支援、訪問入浴サービス、福祉ホーム、成年後見制度利用支援などが「その他事業」	基本的な仕組みに変更はないが、市町村地域生活支援事業の「必須事業」が大幅に増加（以下の 4 事業） ①障害者に対する理解を深めるための研修・啓発 ②障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援 ③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修 ④意思疎通支援を行う者の養成 一部の重点的に推進する事業は「地域生活支援促進事業」として個別補助へ切替え（発達障害者支援、虐待防止対策支援事業、重症心身障害児者支援、強度行動障害支援者養成、障害者芸術・文化祭など）	
自立支援協議会	障がいのある人の地域生活を支えるための協議組織とされ、いわゆる「つなぎ法」で法的にも位置付け	地域ごとに協議会の名称を自由に付与することができるよう、法律上の名称を単に「協議会」へ変更 協議会の構成メンバーに障がいのある人や家族などの当事者が含まれることを明確化	
障害福祉計画	各自治体が将来 3 年間で自立支援法の障害福祉サービス（地域生活支援事業）をどのように整備するか、について数値目標を立てる計画として法定化	地域の潜在的ニーズ（学校や病院との連携によるニーズ把握）を織り込んで計画策定し、定期的に評価・検証する規定を追加	平成 30 年度から、障がい児支援についても「障害児福祉計画（数値目標計画）」の策定を必須化

障害者自立支援法（児童福祉法）の改正経過と主な変更点（その3・障がい児支援）

項 目	障害者自立支援法	平成24年4月改正	平成30年4月改正
サービスごとの根拠法令	知的障害児施設（入所） → 児童福祉法 自閉症児施設（入所） → 児童福祉法 肢体不自由児療護施設（入所） → 児童福祉法 知的障害児通園施設（通所） → 児童福祉法 肢体不自由児通園施設（通所） → 児童福祉法 児童デイサービスⅠ型・Ⅱ型（通所） → 自立支援法 日中一時支援（通所） → 自立支援法 短期入所 → 自立支援法 ホームヘルプサービス → 自立支援法 移動支援（ガイドヘルプ） → 自立支援法	従来の入所施設のうち、医療機関を併設しているものは「医療型障害児入所施設」 → 児童福祉法 従来の入所施設のうち、医療機関を併設していないものは「福祉型障害児入所施設」 → 児童福祉法 従来の通所施設のうち、医療機関を併設しているものは「医療型児童発達支援」 → 児童福祉法 従来の通所施設のうち、医療機関を併設していないものは、児童デイサービスと統合した上で「福祉型児童発達支援」（通所施設とⅠ型児童デイ）または「放課後等デイサービス」（Ⅱ型児童デイ） → 児童福祉法 日中一時支援（通所） → 自立支援法 / 短期入所 → 総合支援法 ホームヘルプサービス → 自立支援法 / 移動支援（ガイドヘルプ） → 総合支援法 重症心身障害児者への支援も含め、全体的に事業移行（基本的には、法律上の位置付けやサービス名称の変更はるが、従来のサービスを継承）	
入所型サービスの体系・運用	障害特性ごとに施設を体系化 18歳以上の者（いわゆる加齢児）については自立支援法サービスが適用されることとなっているが、実際には児福法により延長利用が可能	それまで障害特性で分類されていたサービス類型を目的別に再整理 18歳以上の者（いわゆる加齢児）の利用を厳密化し、19歳までは児福法対応可とするが、20歳からは自立支援法を適用（そのため、障害児施設が20歳以上の者を受け入れる場合、障害児施設の指定と障害者施設の指定をダブルで受ける必要あり）	障害児入所施設の類型選択期限は平成30年3月施設の利用については（障害者施設のみへ転換した場合などは）障害児施設がなくなる地域も
通所型サービスの体系・運用	障害特性ごとに施設を体系化 障害児の通所サービスは施設・事業所へ子どもが通うスタイルが原則 各種通園施設（社会福祉法第一種事業）と児童デイサービス（第二種事業）は類似サービスだが別の事業として整理	それまで障害特性で分類されていたサービス類型を目的別に再整理 児童発達支援は、従来の通園施設に相当する「児童発達支援センター」と、従来のⅠ型児童デイに相当する「児童発達支援事業」へ分類 従来のⅡ型児童デイは「放課後等デイサービス」へ移行 従来は存在しなかった訪問型の支援として、「保育所等訪問支援」を新設	児童発達支援に通うことが困難な子どもを対象に「居宅訪問型児童発達支援」を新設 「保育所等訪問支援」の派遣先として児童養護施設や乳児院を追加 「放課後等デイサービス」については、見込みを大幅に超えて整備されている状況を踏まえ、都道府県単位で新規事業指定をしないことも可能に
重症心身障害児者への支援	入所 → 重症心身障害児者施設（児童福祉法） 通所 → 重症心身障害児者通園事業A型・B型 通園A型は重心施設で実施、B型は療護施設や更生施設などで実施、いずれも児福法だが法定事業ではなく補助事業として実施	入所 → 療養介護、医療型障害児入所施設（児童福祉法） 通所 → 生活介護、医療型児童発達支援、福祉型児童発達支援、放課後等デイサービス 重心については、児者一貫した支援が必要との観点から、入所・通所ともに同一事業所を利用できるような特例あり（法律上は児福法と自立支援法でサービスが分かれるが、人員配置などは片方の基準を満たせばOK）	自治体に対し、重心身障がいを含む、医療的ケアを必要とする子どもの支援体制の構築を努力義務として位置付け 医療的ケア児の支援体制構築に向けた協議会の設置などを推進

知的・発達障がいのある人のライフステージに応じた福祉サービスや支援制度（2018年4月以降）

支援やサービスの種類	子ども期（0歳から18歳）	青壮年期（18歳から65歳）	老年期（65歳以上）	
福祉サービス	ホームヘルプ	着替えや入浴の身体的介助（身体介護）、保護者の緊急時の食事作りや洗濯等（家事援助）、通院時の付添い（通院等介助）など	着替えや入浴など介助（身体介護）、家事支援や声かけ、見守り（家事援助）、通院や事業所見学の付添い（通院等介助）、長時間派遣のヘルパー（重度訪問介護）など	原則としては介護保険のホームヘルプサービスが適用される（共生型の指定事業所は継続利用可能、また、市町村の判断で総合支援法の利用も可能）
	移動支援・外出支援	保護者が付き添えないときの移動支援、余暇や生活力向上のための外出支援など（移動支援、行動援護など）	本人活動や余暇のための外出支援など（移動支援、行動援護、重度訪問介護の外出加算など）	介護保険には本人活動や余暇のための外出支援サービスはないため、引き続き利用可能
	日中活動支援	未就学児の療育支援（児童発達支援）、学齢児の放課後活動支援（放課後等デイ）、保育所等への専門職の派遣（保育所等訪問支援）、自宅への専門職派遣（居宅型児発）	必要な介助を受けながらの日中活動（生活介護）、軽作業や社会参加活動を中心とした日中活動（地域活動支援センター、小規模作業所）	原則は介護保険のデイが適用される（共生型は継続利用可能、また、市町村の判断で総合支援法の利用も可能）
	就労支援	特別支援学校を中心とした職業教育	企業就労に向けた支援（生活訓練、就労移行支援）、雇用型福祉的就労（就労継続A型）、非雇用型福祉的就労（就労継続B型）、就労後フォロー（就労定着支援）	介護保険には就労支援のためのサービスはないため、引き続き利用可能
	一時預かり支援	保護者の所用時や緊急時の一時的預かり（日中一時支援、短期入所）	家族の所用時や緊急時の一時的預かり（日中一時支援、短期入所）	原則は介護保険の短期入所を適用（共生型は継続利用可能、また、市町村の判断で総合支援法の利用も可能）
	住まいの支援	障がい児のいる世帯の場合、公営住宅入居（抽選）の優遇措置あり	専門施設での支援（施設入所）、少人数での地域生活（グループホーム・福祉ホームなど）、独立生活者への巡回訪問支援（自立生活援助）	認知症については介護保険のグループホームが適用される（認知症でない場合には総合支援法グループホームの継続利用も可能）
	福祉用具	車いすや補聴器など、身体機能を代替する福祉用具（補装具）、介護ベッドやヘッドギアなど、日常生活の利便性を高めるための福祉用具（日常生活用具） ※補装具は一部にレンタルを導入		原則としては介護保険の福祉用具が適用される
相談支援	生活全般、福祉サービスを利用する際のコーディネートや事業所調整などの相談（障害児相談支援）、子どもの発達に関する相談（療育相談）、学校入学や学校生活に関する相談（教育相談、スクールカウンセラー）	生活全般、福祉サービスを利用する際のコーディネートや事業所調整などの相談（総合支援法の相談支援）、就労に関する相談（就業・生活支援センター）、自閉症など発達障がい専門の相談（発達障害者支援センター）	原則としては介護保険のケアマネや地域包括支援センターを利用（障がい特性を踏まえる必要がある場合は障害者相談支援を併用することも可能）	
医療費助成制度	乳幼児対象の医療費助成（乳幼児医療費助成制度）、重度障がい児者対象の医療費助成（重度障害児者医療費助成制度）、障がいの内容に応じた医療費助成（自立支援医療）	重度障がい児者に対する医療費助成（重度障害児者医療費助成制度）、障がいの内容に応じた医療費助成（自立支援医療） ・・・ 65歳以上の重度障がい者は「後期高齢者医療制度」に移行（自己負担は1割）		
お金	一般的な手当・年金		老年期になっても、障害基礎年金を継続的に受給することが可能だが、老齢年金（一般的な高齢者向け年金制度）との選択（ダブル受給は不可）	
	障害系の手当・年金	障がい児を扶養する保護者等を対象とした手当（特別児童扶養手当）、重度障がい児を対象とした手当（障害児福祉手当） ※いずれも在宅のみ対象	中・重度障がい者を対象とした年金（障害基礎年金）、重度重複障がい者対象とした手当（特別障害者手当・在宅のみ対象）	※ 長期間の一般就労をしている場合は老齢厚生年金への切り替えも検討
	各種割引や減免	手帳の等級に応じて、各種の割引や減免などが利用可能 ・鉄道、バス、タクシー、有料道路などの料金 ・所得税、住民税、自動車税などの税金 ・博物館や美術館など公共施設の利用料 ・預貯金利子の優遇（障害者マル優） ・郵便はがきの無料配布（青い鳥郵便はがき） ・駐車禁止の除外 など（各種割引や減免は、地域によってかなり差異があります）		

※ 表中のサービスや制度は主なものです。詳しくはお住まいの市町村へお尋ねください。また、手帳の等級や所得状況によって受けられるサービスや制度は異なります

作成：又村 あおい（全国手をつなぐ育成会連合会 政策センター委員／機関誌「手をつなぐ」編集委員）